

在宅就業障害者支援制度の対象範囲について

【障害者雇用促進法第 74 条の 2 第 3 項第 1 号】

在宅就業障害者 身体障害者、知的障害者又は精神障害者であつて、自宅その他厚生労働省令で定める場所において物品の製造、役務の提供その他これらに類する業務を自ら行うもの（雇用されている者を除く）。

（１）対象となる障害種別

雇用率制度・納付金制度の対象者である身体障害者、知的障害者及び精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）を対象とする。

（２）就業場所

○ 在宅就業障害者支援制度の対象となる就業場所は、自宅又は厚生労働省令で定める場所とする。

◎ 厚生労働省令で定める場所は、以下の場所としてはどうか。

- ・ 障害者による就業のために必要となる施設又は設備の設置等がなされた場所
- ・ 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等が行われる場所
- ・ 障害の種類及び程度に応じ、必要な職業準備訓練が行われる場所
- ・ その他これらに類する場所

◎ ただし、本来発注企業が自ら雇用して業務を行うようなケースまで請負形態を奨励するべきではないので、上記の厚生労働省令で定める場所から発注企業の影響下にある場所を除くこととしてはどうか。

（３）対象業務

在宅就業障害者支援制度の対象となる業務は、物品の製造、役務の提供その他これらに類する業務とし、対象業務については特段限定を行わない。

（４）その他

雇用されている者は、在宅就業障害者から除くこととする。